

図書館資料の送信サービス（法第31条第1項第1号関係） に関する論点整理（たたき台）

令和2年10月26日

1. 現行制度及び課題

(1) 現行規定

現行著作権法（以下「法」という。）第31条第1項（第1号）では、国立国会図書館又は政令で定める図書館等は、営利を目的としない事業として、調査研究を行う図書館利用者の求めに応じ、公表された著作物の一部分を一人につき一部提供する場合に限り、図書館資料を複製して提供することが可能となっている。

このような権利制限規定が設けられているのは、(ア) 図書館等の果たすべき公共的奉仕機能に鑑み、図書館等における重要な業務形態としての複写サービスを可能とする必要がある一方で、(イ) 厳格な条件（主体の限定、非営利性、利用目的の限定、一部分要件など）の下での複製・提供であれば権利者の利益を不当に害することもないなどの理由によるものであると考えられる。

(2) 運用実態

国立国会図書館では、職員等が著作権法上の要件を審査の上、複写サービスを実施しており、館内複写サービスの利用が年間約130万件、遠隔複写（郵送）サービスの利用が年間約30万件となっている。利用に当たっては、コピー代としてA4白黒で1枚当たり25.3円、郵送の場合は別途、発送事務手数料+送料（実費）を支払う必要がある。

『図書館における著作権対応の現状―「日本の図書館2004」付帯調査報告書―』（日本図書館協会、2005年）によると、公共図書館・大学図書館では、全体の約90%が複写サービスを実施しており、このうち、図書館利用者によるセルフ式コピーを導入している館が約47%、郵送サービスを実施している館が約50%となっている。利用に当たっては、コピー代、郵送の場合は別途、送料等を支払う必要がある。サービス実施に当たっては、関係団体が作成するガイドライン¹等に基づき、複写申込書等による複写内容の確認・点検（セルフ式コピーの場合の事後確認を含む。）や、図書館利用者に対する著作権法についての啓発・周知の徹底（ポスターの掲示を含む。）、図書館利用者からの誓約書の提出等が行われている。

¹ 「大学図書館における文献複写に関する実務要項」や「公立図書館における複写サービスガイドライン」など。

(3) 課題・要望

現行制度上、図書館等で行うことができる行為が複製及び複製物の提供に限定されている（複製権と譲渡権の制限はされているが、公衆送信権の制限はされていない）ため、図書館等から図書館利用者に対して、FAXやメール等による送信（公衆送信）を行うことはできない。

この点、遠隔地から資料のコピーを入手しようとする場合、郵送で複製物の送付を受けることは可能であるが、郵送サービスを実施していない図書館等も多く、郵送サービスを実施している図書館等においても複製物を作成してから申請者が入手するまでに時間がかかるなどの課題もあり、デジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえた図書館利用者のニーズに十分に答えられていない面があると考えられる。

これらを背景として、現に、国立国会図書館をはじめとする図書館等に対して、デジタルデータでの複製物の提供（例：メール送信、サーバーにアップロードされた複製物のダウンロード）を求める要望が図書館利用者から寄せられている。

また、「図書館休館対策プロジェクト」²からは、令和2年4月に実施した「図書館休館による研究への影響についての緊急アンケート」（対象者：広義の研究者及び学生）において、回答者の73.0%が、研究目的の文献について、来館を伴わない文献の貸出しサービスの実施（例：文献の郵送や一部電子化等）を望むと回答するなど、図書館資料をメール等で送信することへのニーズは極めて高い状況にあることが報告されている。

こうした状況を踏まえ、国立国会図書館のほか、日本図書館協会や国公立大学図書館協力委員会、全国美術館会議、日本博物館協会等からも、図書館資料のコピーを図書館利用者へメール等で送信することができるよう制度改正を行うことを求める意見が出されている。

2. 対応の方向性（案）

図書館等が保有する多様な資料のコピーをデジタル・ネットワーク技術の活用によって簡便に入手できるようにすることは、コロナ禍のような予測困難な事態にも対応し、時間的・地理的制約を超えた国民の「知のアクセス」を向上させ、また、研究環境のデジタル化により持続的な研究活動を促進する上で極めて重要であり、図書館等の公共的奉仕機能を十分に発揮させる観点からも、可能な限り、多様なニーズに応えられる仕組みとすることが望まれる。

² 今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う図書館の休館等によって研究活動の実施が困難となっている研究者のために、図書館休館に伴う代替的支援施策を求めることを目的として、社会科学系の若手研究者を中心に設立された有志個人の集まり。詳細は以下のウェブサイト

(<https://closedlibrarycovid.wixsite.com/website>) を参照。

一方で、入手困難資料以外の資料（市場で流通している資料。新刊本を含む。）について、簡便な手続により大量のコピーが電子媒体等で送信されるようになれば、たとえそれが著作物の一部分であっても、正規の電子出版等をはじめとする市場、権利者の利益に大きな影響を与え得ることとなる。

このため、権利者の利益保護の観点から厳格な要件を設定すること及び補償金請求権を付与することを前提とした上で、図書館等が³図書館資料のコピーを図書館利用者にFAXやメール等で送信することを可能とすることとしてはどうか。その際には、図書館等において過度な事務的負担が生じない形で、スムーズに運用できる仕組みとすることが重要ではないか。

3. 論点整理（案）

下記（1）～（5）までについて、それぞれどのように考えるか。

（1）正規の電子出版等をはじめとする市場との関係

近年、電子出版をはじめ、様々な形態の電子配信サービス（図書館向けの電子書籍販売サービスを含む。）が普及しており、現在こうしたサービスの対象となっていない書籍等についても将来的に対象となることも想定されるところ、今回、新たに図書館等によるメール送信等を可能とした場合には、正規の電子出版等の市場との競合が生じ得るとともに、潜在的な市場（将来的な販売や電子出版等の計画等）にも一定の影響を与えることが懸念される。

特に、電子配信サービスにおいては、書籍をチャプターごとなど部分単位で販売することや、過去の雑誌に掲載された論文等の記事を一記事単位で販売することなども行われているため、「著作物の一部分」や「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物の全部」が送信されることによって、権利者の利益を不当に害することとなる場合が相当程度生じ得るものと考えられる。

また、図書館等によって利便性の高い電子媒体等での送信が行われるようになれば、紙の出版市場等に対しても、現行規定に基づく複写サービスと比較して、より大きな影響が及び得るものと考えられる。

この点、第2回WTでヒアリングを行った出版社・権利者団体の多くは、正規の市場との競合について強い懸念を示しており、一定の資料（例：ドキュメントデリバリーサービスにより送信される資料、過去のバックナンバーが紙や電子で提供されている雑誌、発行当日の新聞記事、新聞社が有料で提供する記事データベースサービスやフォトサービス等で送信される資料など）を送信対象から除外してほしいという意見が出されている。

³ 図書館等の管理下で、図書館利用者自身が送信のための作業を行う場合を含む。

これらを踏まえ、権利者の利益保護の観点から、正規の電子出版等をはじめとした市場を阻害することのないよう、法令上、明確な担保を行う必要があるのではないかと。

その場合、どのような形で担保を行うことが考えられるか。諸外国においては10%を上限とするなど定量的な定めを設けている場合もあるが、権利者の利益を不当に害するか否かは、送信される著作物の種類や性質、正規の電子出版等をはじめとしたサービスの実態、送信される分量など、様々な要素に照らして総合的に判断されるものであることを踏まえ、分量等について一律の基準を設けるよりは、「ただし、・・・に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」という一般的なただし書を設け、実態に即したきめ細かな判断を可能とする方が望ましいと考えられるか。

一般的なただし書を設けることとした場合には、明確性・予測可能性が低下するとともに、不適切な利用を招くおそれもあることから、図書館等関係者、権利者及び中立的な第三者を交えて、具体的な解釈・運用を示すガイドラインを作成する必要があるのではないかと。また、その中で、正規の電子出版等のサービス実態を確認する方法（国立国会図書館のデータベースの活用など）についても明らかにしておく必要があるのではないかと。

(2) 送信の形態・データの流出防止措置

① 送信の形態

図書館利用者のニーズや各図書館等におけるシステム・コスト面での実現可能性等に応じて柔軟に対応することができるよう、FAX、メール、ID・パスワードで管理されたサーバーへのアップロードなど、多様な形態での送信を認めることが望ましいのではないかと。

なお、送信された資料を受信者が自身の手元で複製する行為について、それが私的使用目的の複製（法第30条第1項）など現行権利制限規定で認められている行為に該当しない場合（例：業務目的での複製）であったとしても、自ら調査研究目的で閲覧するために複製する限りにおいては、権利者の利益を不当に害することは想定されないため、その限りにおいて受信者側での複製も権利制限の対象に含めることとすべきではないかと。

② データの流出防止措置

今回、新たにメール送信等を可能とすることに伴って、作成・送信されたデータが目的外で流出・拡散することが懸念されるため、(ア) 図書館等においてデータの流出防止のための適切な管理を行うとともに、(イ) データを受信した図書館利用者による不正な拡散を防止するための措置を講ずることが必要ではないかと。

(ア) と (イ) について、それぞれ具体的にどのような措置を求めるか。(ア) については、例えば、図書館等においてデータの流出防止に必要な人的・物的管理体制を構築することや、作成したデータが不要となった場合には速やかに破棄すること、(イ) については、例えば、図書館利用者に対して著作権法の規定やデータの利用条件等を明示することや、不正な拡散を技術的に防止する措置を講ずることなどが考えられるが、どうか。

いずれにしても、具体的な措置の内容等については、柔軟な対応を可能とする観点から、法律ではなく、政省令やガイドラインなどで定めるのが望ましいのではないかと。

(3) 主体となる図書館等の範囲

必ずしも全ての図書館等において送信サービスを実施するニーズがあるわけではなく、また、図書館等によって人的・物的管理体制や技術・システム、財政面等には違いがあり、上記のデータの流出防止措置や後述の補償金制度の運用を含め、全ての図書館等で適切な運用が担保できるとは言いがたいものと考えられる。

一方で、国民の情報アクセスを確保する観点からは、特定の種別の図書館等（例：国立国会図書館及び大学図書館）のみを対象とするのは適切ではないと考えられることから、一定の運用上の基準を設定し、その基準を満たす図書館等に送信サービスの主体を限定することとしてはどうか。

この基準としては、例えば、上記のデータの流出防止に加え、送信実績の記録や補償金の徴収等を適切に実施できる人的・物的管理体制が構築されていること、送信サービスを担当する職員に対して適切な研修等を実施していることなどが考えられるが、どうか。

いずれにしても、具体的な基準については、柔軟な対応を可能とする観点から、法律ではなく、政省令やガイドラインなどで定めるのが望ましいのではないかと。

(4) 補償金請求権の付与

① 基本的な考え方

上記(1)～(3)の措置によって、権利者の利益が大きく害される事態は防止することができるものと考えられるが、図書館等からのメール送信等によって国民が迅速かつ簡易にパソコンやスマートフォンで必要なデータを入手・閲覧することができるようになれば、権利者の利益に相当程度の影響を与えることが想定される。

このため、今回、新たに図書館等によるメール送信等を可能とすることに伴って権利者が受ける不利益を補償するため、補償金請求権を付与することが適当ではないかと。

② 制度設計等

(i) 対象範囲

補償金請求権の対象とする行為について、現在無償となっている「複製」まで含めた場合には、図書館利用者の利便性が著しく低下し、国民の情報アクセスや研究活動等に支障が生じることが懸念されるため、今回新たに権利制限がなされる「公衆送信」のみを対象とすることが適当ではないか。

その際、補償金の対象から除外する著作物（例えば、国の広報資料・報告書や入手困難資料）を設けることも考えられるか。

(ii) 補償金額の料金体系・水準

今回の送信サービスについては、(ア) 私的録音録画補償金や授業目的公衆送信補償金とは異なり、図書館等において個々の送信実績を正確に把握・管理することが可能であること、(イ) 図書館資料を本来の用途での利用に供する行為であり権利者に与える影響が大きいことから、包括的な料金体系ではなく、個別の送信ごとに補償金を徴収する料金体系とするとともに、補償金額は、権利者の逸失利益を補填できるだけの水準とすべきではないか。

その際、補償金額について、一律の料金体系とするのではなく、過度に複雑化しないよう注意しつつ、著作物の種類・性質や、送信する分量、図書館利用者の属性等に応じたきめ細かな設定を行うことも考えられるか（例：著作物の経済的価値（市場価格等）や送信する分量に応じて補償金額に差を設ける、学生については一般と比べて低廉な額とするなど）。

(iii) 補償金額の決定方法

図書館等が行う公益性の高いサービスであり、国民全体に関わる事柄であることから、授業目的公衆送信補償金と同様、文化庁長官による認可制とすることが適当ではないか。

(iv) 補償金の徴収・分配スキーム

補償金の徴収・分配について、図書館等における手続コストを軽減するとともに、権利行使の実効性を確保する観点から、授業目的公衆送信補償金と同様、文化庁長官が指定する指定管理団体（送信対象となる著作物等に関係する出版社・権利者による主要な団体で構成）が一元的に徴収・分配を行う仕組みとすることが適当ではないか。

徴収した補償金を適切に権利者に分配するために、図書館等では、送信実績（例：送信した著作物の作品名、作者名、出版社名、送信した分量、送信回数など）を正確に把握・管理する必要があるのではないか。

(v) 補償金の受領者

現に市場で流通している資料（新刊本を含む。）について、本来的な用途での利用に供するために送信されることで、著作権者のみならず、出版権者にも大きな影響を及ぼし得るため、著作権者と出版権者の双方を補償金の受領者として位置づけることが適当ではないか。

また、正規の出版の場合には、出版権が設定されているか否かに関わらず、出版により生じた利益は著者と出版社（発行者）の双方が得ることとなるところ、出版権が設定されていない場合における出版社の利益確保をどのように図っていくべきか。出版権者でない出版社の取扱いを法律で直接規定することは困難であると考えられるため、著作者と出版社がそれぞれ適正な利益を得ることができるよう、関係者間で合理的なルール作りを行うこととすべきではないか。

(vi) 支払い主体・実質的な負担者

支払い主体は、著作物の利用主体である「図書館等の設置者」とするということが良いか。

なお、その場合でも、実際の補償金負担は、サービス利用者に転嫁される場合が多いと考えられるところ、公立図書館の無料公開の原則（図書館法17条）との関係では、(ア) あくまで付加的なサービスであること（図書館資料の閲覧・貸出という基本的なサービスについては無料が維持されること）、(イ) 本件補償金は、現行の図書館資料のコピー・郵送サービスにおける印刷代・郵送代と同様、「実費」として捉えられることなどから、特段の問題は生じないものと考えられるか。

(5) その他

① サービス利用者の登録

送信サービスの利用者による不適切な行為を防止する観点から、図書館等においては、あらかじめ、著作権法の規定やサービスの利用条件等を明示した上で、それに同意した者を登録し、登録した者を対象として送信サービスを実施することとすべきではないか。

② 脱法行為の防止

権利者団体からは、複数回に分けて申請して全文を取得するなどの脱法行為が行われることを懸念する意見も出ていることから、図書館等においては、同一の者から同一の資料について送信の請求があった場合には、送信の可否を慎重に精査することとすべきではないか。なお、補償金額の水準によっては、そもそも、こうした脱法行為が行われる懸念は解消し得るものと考えられる。

③ 契約上の義務との関係

図書館等が直接契約に基づいて書籍・論文・新聞等のデータ提供を受けている場合に、当該契約において公衆送信不可などの利用条件等が定められている場合には、基本的に、「契約上の義務」として、その利用条件等に従う必要があると考えられるが、どうか。

参照条文

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
 - 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
 - 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。
- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 （略）

2～4 （略）

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育

施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第一条の三 法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

一 図書館法第二条第一項の図書館

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設

三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの

五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（第二条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のものうち、文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第六号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（図書館等に類する外国の施設）

第一条の四 法第三十一条第三項前段（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める外国の施設は、外国の政府、地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設で図書、記録その他の資料を公衆の利用に供する業務を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国に所在するものであること。
- 二 司書等に相当する職員が置かれていること。
- 三 国立国会図書館との間で、絶版等資料に係る著作物の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項その他の文部科学省令で定める事項について協定を締結していること。

(映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設)

第二条の三 法第三十八条第五項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設
 - 二 図書館法第二条第一項の図書館
 - 三 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第三号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

○著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）（抄）

第二章 司書に相当する職員

(司書に相当する職員)

第一条の三 令第一条の三第一項の文部科学省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的事務又はこれに相当する事務（以下「図書館事務」という。）に従事するものとする。

- 一 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第二項の司書となる資格を有する者
- 二 図書館法第四条第三項の司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後四年以上図書館事務に従事した経験を有するもの
- 三 人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
- 四 大学又は高等専門学校を卒業した者で、一年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの
- 五 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、一年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの

(著作権に関する講習)

第二条 前条第四号及び第五号の著作権に関する講習に関し、講習の期間、履習すべき科目その他講習を実施するため必要な事項は、文化庁長官が定める。

2 受講者の人数、選定の方法及び講習の日時その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第二章の二 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項

第二条の二 令第一条の四第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十一条第三項前段（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項
- 二 法第三十一条第三項前段に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項
- 三 協定の変更又は廃止を行う場合の条件に関する事項

○文化庁告示第三十号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項第六号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第一項の図書館資料の複製が認められる施設として、次に掲げるものを平成二十七年六月二十二日付けで指定したので、同令第一条の三第二項に基づき告示する。

平成二十七年七月一日 文化庁長官 青柳 正規

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設で、著作権法施行令第一条の三第一項第六号に規定する一般社団法人等が設置するもの

○図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（抄）

（入館料等）

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

（入館料等）

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

○国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。
 - 二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員又は図書館人を援助する。
 - 三 国立国会図書館で作成した出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める価格でこれを売り渡す。
 - 四 日本の図書館資料資源に関する総合目録並びに全国の図書館資料資源の連係ある使用を実現するために必要な他の目録及び一覧表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。
- ② 館長は、前項第一号に規定する複写を行つた場合には、実費を勘案して定める額の複写料金を徴収することができる。
 - ③ 館長は、その定めるところにより、第一項第一号に規定する複写に関する事務の一部（以下「複写事務」という。）を、営利を目的としない法人に委託することができる。
 - ④ 前項の規定により複写事務の委託を受けた法人から複写物の引渡しを受ける者は、当該法人に対し、第二項に規定する複写料金を支払わなければならない。
 - ⑤ 第三項の規定により複写事務の委託を受けた法人は、前項の規定により收受した複写料金を自己の収入とし、委託に係る複写事務に要する費用を負担しなければならない。

第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を、次章及び第十一章の規定による納入並びに第十一章の二及び第十一章の三の規定による記録によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

- ② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。
- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局
 - 二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社
 - 三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社
 - 四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社
 - 五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - 六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
- ③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- ② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。
- ③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなく前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

- ② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚

によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

- ② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。
- ③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供しよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

- ② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合
 - 二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合
 - 三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合
 - 四 その他館長が特別の事由があると認めた場合
- ③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

- ④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。